

**お知らせ**

**○ 嶺公園秋の彼岸にバスを増発**

9月20日(水)から26日(火)まで、嶺公園行きの臨時バスを運行。定期運行に加えて左表のとおり増発します。料金はJR前橋駅北口から嶺公園まで片道560円です。

嶺公園緑地課  
☎027・898・6845

**○ 特殊建築物は定期報告を**

大勢の人が利用する特殊建築物は、その状態を定期的に調査する必要があります。次に該当する建築物の所有者が管理者は、資格のある専門家

行き先	停留所	通過予定時刻				
		全日				土日祝・祝日
嶺公園	前橋駅	7:10	9:00	11:10	13:25	15:19
	坂下	7:12	9:02	11:12	13:27	15:21
	中央駅	7:13	9:03	11:13	13:28	15:22
	県民会館前	7:15	9:05	11:15	13:30	15:24
	附属小前	7:16	9:06	11:16	13:31	15:25
	若宮十字路	7:18	9:08	11:18	13:33	15:27
	県営住宅前	7:22	9:12	11:22	13:37	15:31
	小神明三叉路	7:24	9:14	11:24	13:39	15:33
	勝沢十字路	7:26	9:16	11:26	13:41	15:35
	嶺公民館前	7:29	9:19	11:29	13:44	15:38
前橋駅	嶺公園	7:34	9:24	11:34	13:49	15:43
	嶺公園	7:40	9:30	11:40	13:55	15:49
	中央駅	8:15	10:05	12:00	14:05	15:55
	前橋駅	8:36	10:26	12:21	14:26	16:16
		8:45	10:35	12:30	14:35	16:25

に調査を依頼し、定期報告書を10月2日(月)から11月30日(木)までに市役所建築指導課へ提出してください。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

☎027・898・6753

**○ 建築確認と完了検査を忘れずに**

カーポートや物置などを建築する場合は、プレハブ製であっても建築確認申請が必要です。なお、防火・準防火地域以外で10平方メートル以内の範囲で増築などをする場合は省略できることも。詳しくは本市ホームページ

**豆知識**

**消費者の豆知識**

**点検商法**

事例＝昨日、作業服の男性が来訪し、屋根点検を勧められました。不具合はなかったのですが、無料というのでお願いしました。「屋根瓦がずれています。このままでは雨漏りします」と160万円の工事を勧められました。心配になり契約しましたが必要な工事なのでしょうか。

回答＝これは、不安をあまり、工事契約を取り付けようとする点検商法です。中には必要のない工事だったり、一度契約すると次々と工事を勧められたりするケースもあります。突然来訪した業者に安易に点検させないようにしましょう。この場合はクーリングオフができます。工事が必要かをよく考え、工事をする場合には複数の業者から見積もりを取り、比較検討しましょう。

消費生活センター  
☎027-898-1755

シをご覧ください。

また、完了検査は建築基準法で定められた建築主の義務です。受検していない場合は、その建築物の安全性が建築基準法上担保されず、不動産の売買や増築時に不利になることがあります。



☎027・898・6753

**○ 木造住宅の耐震性をプロが調査**

耐震診断調査資格者が耐震診断を実施。地震に弱い部分や倒壊する可能性の有無を調べます。耐震性が不足する場



合は、耐震改修工事などに関する説明や相談をします。

☎ 次の全ての条件を満たす市内の木造住宅。① 昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅か併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上)② 平屋か2階建て③ 在来軸組工法で建築

持印鑑、確認通知書などの図面(建築確認時の図面がない場合は別途費用がかかる場合があります) ¥1,000円(診断者の交通費は負担)

☎ 9月22日(金)までに市役所建築指導課(☎027・898・6752)へ直接

**○ 斎場使用料の取り扱いが変更**

10月1日(日)から斎場使用料の取り扱いを変更します。これまで、死亡者か申請者が市民の場合は市内料金であったものを変更。死亡者が市民の場合のみ市内料金とします。

☎027・224・2777

**○ 大規模土地取引は届け出を**

10月1日(日)は土地の日、10月は土地月間です。一定面積以上の土地取引をした場合は、契約日から14日以内に市役所都市計画課へ届け出てください。

届け出が必要な面積は市街化区域は2,000平方メートル以上、市街化区域以外の都市計画区域内は5,000平方メートル以上、都市計画区域外は1万

物件番号・所在地	種別	面積	最低公売価額
1 粕川町室沢	畑	土地 435㎡	273万円
	畑	土地 91㎡	
	宅地	土地 992.16㎡	
2 二之宮町	畑	土地 1,097㎡	78万円
3 小坂子町	畑	土地 2,277㎡	54万円
4 嶺町	畑	土地 1,107㎡	22万円
5 文京町一丁目	宅地	土地 191.57㎡	659万円
	住宅	建物 69.42㎡	
6 富士見町市之木場	畑	土地 2,902㎡	47万円
7 富士見町市之木場	畑	土地 1,344㎡	35万円
8 大前田町	畑	土地 1,806㎡	67万円
9 大前田町	畑	土地 740㎡	28万円
10 苗ヶ島町	田	土地 3,720㎡	66万円
11 苗ヶ島町	田	土地 3,828㎡	68万円
12 新井町	畑	土地 463㎡	41万円
13 富士見町小暮	田	土地 2,523㎡	89万円
14 上細井町	畑	土地 565㎡	83万円

※種別、面積は登記簿による表示



平方メートル以上

☎027・898・6943

**● 不動産鑑定士による無料相談会**

土地・建物価格や地代、家賃などの相談が無料でできます。

10月3日(火)10時～15時  
場 市役所11階北会議室

☎027・226・2366

**○ 差押不動産を公売します**

県・市町村合同公売を開催。差し押さえた不動産を左表のとおり期間入札形式で公売します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

入札期間 11月6日(月)～17日(金)、9時～17時

☎027・898・6230

**○ 都市計画変更案閲覧と公聴会**

都市計画の変更案の閲覧と公聴会を開催します。

変更内容 前橋都市計画下水道前橋水質浄化センターの変更、前橋都市計画汚物処理場1号前橋市し尿処理施設の廃止

☎027・898・6974

**○ 屋外広告物を適正に管理して**

屋外広告物とは屋外で継続して公衆に向けて表示・設置する広告物のこと。本市では屋外広告物条例で、屋外広告物の管理義務や大きさ・表示面積・表示場所のルールを定めています。表示の際は、原則として許可が必要。業者に依頼する場合は必ず本市の登録を受けた業者に依頼してください。

**● 適正管理をお願いします**

老朽化や整備不良による事故が各地で発生しています。日常の目視点検に加え、定期的に専門業者による安全点検を実施するなど、屋外広告物の安全管理に努めてください。

**● 違反広告物の是正指導を実施**

本市では市内主要幹線道路沿線を対象に、違反広告物の是正指導を計画的に実施しています。

☎027・898・6974

**○ 建築物の防災徹底して**

8月30日から9月5日(火)までは全国一斉の建築物防災週間です。日頃から建築物の維持保全を適正実施することで、事故防止や建築物の寿命を延ばすことができます。所有者・管理者は建築物をいつも適法な状態に維持するよう努めてください。

☎027・898・6753